

表る3月の1週間,イングランドにおける 農業環境施策調査のため渡英し,政府関係機 関のヒアリングと現地調査を行った。調査の 目的は,農業の多面的機能や環境に配慮した 農業施策(イングランド農村開発計画の一部) の実態把握であるが,イングランドでは本年 から新しい農業環境施策に移行中であり,現 地調査の中心はそれ以前の農業環境施策であった。そこには,事前に知っていた「知識」 をあらためて「体験」したことと,逆に現地 で初めて気づいたこととがあった。

前者の例としては,カントリーサイドに対 するイングランド人の強い嗜好がある(リタ イア後いなかに移り住む人も多く、イングラ ンド農村部の人口は増加している)。長い論争 の末,現在では人々がカントリーサイドに立 ち入る(アクセスする)法的権利が認められ ている。従来から農家のなかには, ほ場を横 断するような小径(不作付地)を作る者もあ り,パブリックアクセスの確保は,イングラ ンド農業環境施策の補助金メニューとして認 知されてきた。かように享受されている農村 の価値は,単なる計算結果ではない「現実」 としてイングランドの人々が実感してきたも のであろう。このようにカントリーサイドの 利用やその景観保全に強い関心が持たれてい るイングランドでは,現在,胸高直径30セン チを超えるほ場内の立木を維持する行為も補 助対象(補助金受給資格のポイント計算をす る際に加点)となっている。営農面からは非 効率的であろうが,景観や野鳥のすみかとし

て重視されているのである。

つぎに現地で初めて気づいたことの例を挙 げる。欧州共通農業政策は,第1の柱(Pillar 1)と,農業環境施策を含む第2の柱(Pillar 2 = 農村開発プログラム)から構成されてい る。これらの施策として行われる補助金支払 には,然るべき現地確認の抽出検査が要求さ れている。その際, EU 規則では衛星写真を 用いた確認を認めている。規則を読む限り. 衛星写真はどちらの柱の施策確認にも利用可 能と思われたが,実際に現地確認している Rural Payment Agency の担当者と面談した ところ,衛星写真はもっぱら第1の柱の施策 確認に使われているとのことであった。この ような実態は,規則文書を読んでいるだけで は理解できず,大きな誤解をするところであ った。

以上の2例が,今回の調査で強く感じたことの具体例である。安易な一般化は慎むべきであろうが,いずれの点も,政策研究のベースとなるべきフィールド調査の重要性をあらためて痛感させるものではあるまいか。



Wiltshire の農家:農地を囲うように植えられる低木の 生垣は、その植栽や復元に対して直接支払を受けられる.

また農業環境施策 (CSS) 参加農家のほとんどが,農地の縁に沿って幅2~6mの耕作放棄地を持っており,そのような場所は生垣と合わせて野生動植物の生息場所となり,農家には直接支払が行われる.